

事 務 連 絡
平成24年9月18日

都道府県消防防災主管課 御中

消 防 庁 予 防 課

住宅防火対策推進協議会による「平成24年度高齢者等への住宅防火対策モデル事業」の実施について

今般、住宅防火対策推進協議会（事務局：財団法人日本防火・危機管理促進協会）より標記モデル事業を実施する旨のお知らせがありましたので、事業概要を送付いたします。

本事業は、火災発生時に避難などの対応が困難となり易い高齢者や障がい者（以下「高齢者等」という。）を対象として、住宅用火災警報器（無線式）を設置するとともに、高齢者等の避難を補助する者に報知できる装置を設置するものであり、住宅防火対策の推進に寄与することが期待されますので、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対してこの旨周知していただくようお願いいたします。

なお、本事業への応募要領等につきましては、追って財団法人日本防火・危機管理促進協会より送付されます案内文に記載されていますことを申し添えます。

<担 当>

消防庁予防課予防係 児玉 柳瀬

TEL : 03-5253-7523

日防危協第132号
平成24年9月14日

総務省消防庁
予防課長 渡邊 洋己 様

財団法人日本防火・危機管理促進協会
理事長 伊藤 廉



平成24年度高齢者等への住宅防火対策モデル事業について(お願い)

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

また、当協会の業務につきまして、平素から格別のご指導ご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、住宅防火対策推進協議会における事業の一環として、火災発生時に避難などの対応が困難となり易い高齢者や障害者(以下「高齢者等」という。)を対象として、住宅用火災警報器を設置するとともに、高齢者等の避難を補助する者に報知できる装置を設置する事業を行うこととしています。

本年度は、昨年度に引き続き戸外に警報器を設置する、避難補助者を特定しない方式を採用しています(事業概要は別紙参照)。

つきましては、この事業の円滑な実施を図るため、各都道府県の協力が得られますよう貴職からご高配を賜りたくよろしくお願い申し上げます。

<お問い合わせ先>

(財)日本防火・危機管理促進協会
小河原
TEL 03 (3593) 2823
FAX 03 (3593) 2832

高齢者等への住宅防火対策モデル事業

住宅防火対策推進協議会
財団法人日本防火・危機管理促進協会

1 目的

火災発生時に避難などの対応が困難となり易い高齢者のみが居住する住宅や障害者を構成員とする住宅（以下「高齢者等宅」という。）が火災となったときに、付近の住民が高齢者や障害者（以下「高齢者等」という。）の避難を助ける応援体制が地区に整っていることを前提として、高齢者等宅に新たに設置した住宅用火災警報器（以下「住警器」という。）の鳴動を高齢者等宅の周囲に報知できる装置を設置する事業をモデル事業として提案する。

2 設置のための要件

(1) 設置数

一の消防本部内に、10程度の装置が設置できること。

(2) 設置地区

ア 消防本部内の2～3の特定の地区に集中して設置できること。

イ 特定の地区として、町内会や自主防災組織等で、高齢者等の避難を助ける応援体制が整っている、又は整えるための調整が可能であること。

(3) 設置期間

平成24年11月15日から平成25年2月20日までに設置できること（一消防本部当たりの設置工事期間は概ね3日から4日の予定で、装置の設置日時、設置個所等は、本事業を実施することになった消防本部と当協会が委託した設置業者との打ち合わせにより設置する）。

(4) 高齢者等宅

65歳以上のみの高齢者住宅又は障害者手帳の交付を受けている方を構成員とする住宅であること。

3 機器の設置内容

(1) 高齢者等宅の寝室の天井又は壁面上部に1基の住警器を設置する（取り付け工事を含む）。

(2) 当該高齢者等宅の屋外の軒下など雨水が直接当たらない位置に、(1)で設置した住警器に連動する警報装置を設置する（取り付け工事を含む）。

注1：住警器（電池式、無線式）は一定濃度の煙を感知すると警報音及び音声により鳴動する。

注2：警報装置は屋内用（使用温度範囲0℃～40℃（結露しないこと））で

あるが、屋外用の防滴性能を有したボックスに入れ、(1)の住警器に連動して光と警報音により警報を発する。

4 機器の設置条件

- (1) 警報装置を設置する場所に軒があること。
- (2) 警報装置のボックスが直射日光により使用温度範囲を大きく超えないこと。
- (3) 警報装置の設置位置は、避難を補助できる近隣宅等へ有効に報知できる効果的な場所であること。
- (4) 警報装置を設置するための作業スペースが確保できること（外壁側に脚立等を立てるスペースがとれること）。

5 装置の維持管理

今回設置する住警器及び警報装置の維持管理については、設置利用者の責任において行うこと。

また、作動点検については概ね1月に1回実施することをお願いします。

6 モデル事業実施消防本部等

- (1) 本事業の実施を希望する消防本部とする。希望する消防本部が多数ある場合は、予算の範囲内で10程度の消防本部を選定する。この場合、本事業の実施に現実味があるところで、かつ、昨年度まで本事業を実施していない消防本部を優先する。
- (2) 選定された消防本部は、当協会が定めた設置業者と、装置の設置前に工事内容等に関して打合せをするとともに、設置工事の立会をお願いします。

7 経費の負担

- (1) 高齢者等の選定は、当該消防本部の負担とする。
- (2) 住警器及び警報装置の設置に係る経費は**当協会が負担**する。

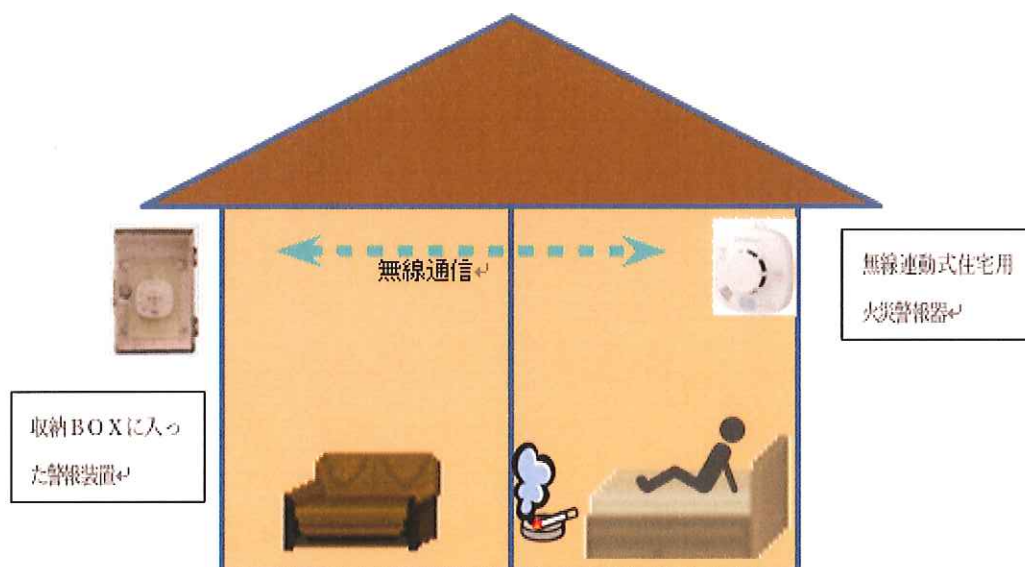
8 事業効果等の確認

- (1) モデル事業実施消防本部及び装置を設置した設置利用者に対して、今後の改善点、設置後の状況などをアンケートする。
- (2) モデル事業実施消防本部は本事業が完了したときに、完了した旨の報告を行う。


9 その他

- (1) 本事業にあたって疑義が生じたときは、当該消防本部と当協会で調整するものとする。
- (2) 今年度の本事業は、昨年度に引き続き**特定の避難補助者を要さない形態**となっている。

設置機器イメージ図



各機器の仕様

機器写真	名称	型番	概要
	煙式住宅用火災警報器(無線連動型)	ホーチキ(株) SS-2LR-10HCC	火災時に発生する煙を感知し、警報音を発する機器です。また、警報時は無線電波で火災の情報を警報装置へ送信します。電池寿命 約10年
	警報装置	ホーチキ(株) SSFAHCC	住警器と連動して、強力な光と音によって、周囲に火災が発生している事をお知らせします。電池式のため電源工事が不要です。電池寿命 約10年
	収納BOX	OPK12-1525C (予定)	警報装置を入れるBOXになります。警報装置を収納BOXに入れることにより、雨・風から警報装置を保護します。